

令和4年11月

上野労働基準監督署ニュース



☑ 令和4年度 年末・年始 Safe Work推進強調期間の実施について

(令和4年11月21日～令和5年1月31日)



東京労働局では、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとする官民一体となった労働災害防止に向けた取組を推進しております。

一方で、東京労働局管内における令和4年労働災害発生状況は、10月24日時点で死亡者数38人(前年同期比-6人)、9月末時点での休業4日以上之死傷者数13,608人(前年同期比+5,345人)となっており、死亡者数は減少しているものの死傷者数は増加しており、大変憂慮すべき状況となっております。

このような状況を踏まえ、慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

つきましては、本強調期間の趣旨をご理解いただき、実施要綱による取組にご協力願います。



詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください。

Safe Work TOKYO

検索

☑ STOP！転倒災害プロジェクト



転倒災害撲滅のため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

事業者の皆様は、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、冬季に転倒災害が多発する傾向を踏まえて、転倒災害に関し、職場の総点検を行い、職場環境の改善を

して下さい。



詳しくは職場のあんぜんサイトをご覧ください。

STOP！転倒災害プロジェクト

検索





長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果について



東京労働局が、令和3年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導結果を取りまとめました。

詳しくはこちら



対象となった事業場は、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場3,458事業場です。

1,325事業場(38.3%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、471事業場でした。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。



中小企業事業主の皆様へ

個別に訪問説明をいたします！

自己診断したい方はこちら



労働基準法の基礎知識から改正労働基準法、改正労働安全衛生法の内容まで、働き方改革の進め方にお悩みの中小企業の事業主又は労務担当者に対し、当署の職員(相談・支援担当)や東京働き方改革推進支援センターの専門家が個別に訪問して、丁寧に説明します。費用はかかりません。

法違反などの指導を目的に行うものではありませんので、まずは、下記までお気軽にお問い合わせください。



上野労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー
03-6872-1230



給与のデジタル払いについて

厚生労働省では、令和5年4月1日を施行期日として、労働者の同意を得た上で、一定の要件を満たした場合には、労働者の資金移動業者の口座への賃金支払いを可能とする労働基準法施行規則の改正を準備中です。



詳しくはこちら